

佐賀県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年 3月31日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第61号

佐賀県税条例等の一部を改正する条例
(佐賀県税条例の一部改正)

第1条 佐賀県税条例(昭和30年佐賀県条例第23号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(課税地)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の課税地は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 法第699条の18の規定による更正又は決定に係る自動車取得税の徴収金にあっては、申告納付すべき日における当該自動車取得税に係る自動車の主たる定置場の所在地</p> <p>(8) 略</p> <p>3 略</p> <p>(納税義務者等)</p> <p>第30条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 公益法人等(法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成6年法律第106号)第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下この節において同じ。)のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人</p>	<p>(課税地)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の課税地は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 法第129条の規定による更正又は決定に係る自動車取得税の徴収金にあっては、申告納付すべき日における当該自動車取得税に係る自動車の主たる定置場の所在地</p> <p>(8) 略</p> <p>3 略</p> <p>(納税義務者等)</p> <p>第30条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 公益法人等(法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合及びマンション敷地売却組合、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成6年法律第106号)第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下この節において同じ。)のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの</p>

改正前	改正後
<p>とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。</p> <p>5～7 略 （法人税割の税率）</p> <p>第40条 法人税割の税率は、<u>100分の5</u>とする。 （住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額）</p> <p>第63条の2 略</p> <p>2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある<u>既存住宅等</u>（法第73条の14第3項に規定する既存住宅及び新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもののうち当該特例適用住宅に係る土地について前項の規定の適用を受けるもの以外のものをいう。以下この項において同じ。）1戸についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。</p> <p>(1) 土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内に当該土地の上にある自己の居住の用に供する<u>既存住宅等</u>を取得した場合</p> <p>(2) 土地を取得した者が当該土地を取得した日前1年の期間内</p>	<p>の及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。</p> <p>5～7 略 （法人税割の税率）</p> <p>第40条 法人税割の税率は、<u>100分の3.2</u>とする。 （住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額）</p> <p>第63条の2 略</p> <p>2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある<u>耐震基準適合既存住宅等</u>（法第73条の14第3項に規定する耐震基準適合既存住宅及び新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもののうち当該特例適用住宅に係る土地について前項の規定の適用を受けるもの以外のものをいう。以下この項において同じ。）1戸についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。</p> <p>(1) 土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内に当該土地の上にある自己の居住の用に供する<u>耐震基準適合既存住宅等</u>を取得した場合</p> <p>(2) 土地を取得した者が当該土地を取得した日前1年の期間内</p>

改正前	改正後
<p>に当該土地の上にある自己の居住の用に供する<u>既存住宅等</u>を取得していた場合 3～6 略</p> <p>第66条の2～第66条の4 略</p>	<p>に当該土地の上にある自己の居住の用に供する<u>耐震基準適合既存住宅等</u>を取得していた場合 3～6 略 (耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等)</p> <p>第66条の2 知事は、個人が耐震基準不適合既存住宅（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この項において同じ。）を取得した場合において、当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第2項に規定する耐震改修をいい、一部の除却及び敷地の整備を除く。）を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新築された時において施行されていた第57条の3の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。</p> <p>2 知事は、住宅の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該住宅の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から6月以内の期間を限って、当該住宅に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。</p> <p>3 第64条第2項及び前2条の規定は、前項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに第1項の場合における当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。</p> <p>第66条の3～第66条の5 略</p>

改正前	改正後
<p>(農地保有合理化法人等の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)</p> <p>第66条の5 知事は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項又は第11条の12に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下この条において「農地保有合理化法人等」という。）が、同法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業（同条第1項に規定する農用地等の貸付けであってその貸付期間（当該期間のうち延長に係るものを除く。）が5年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等を取得するものを除く。）の実施により施行令で定める区域内的の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地（開発して農地とすることが適当な土地について開発をした場合にあつては、開発後の農地）をその取得の日から5年以内（これらの土地の取得の日から5年以内に、これらの土地について土地改良法による土地改良事業で同法第2条第2項第2号、第3号、第5号又は第7号に掲げるもの（これらの事業に係る調査で国の行政機関の定めた計画に基づくものが行われる場合には、当該調査）が開始された場合において、これらの事業の完了の日として施行令で定める日後1年を経過する日がこれらの土地の取得の日から5年を経過する日後に到来することとなったときは、当該1年を経過する日までの間）に当該事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第4条第2項第3号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、当該農地保有合理化法人等の申請により、当該法人によるこれらの土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。</p>	<p>(農地利用集積円滑化団体等の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)</p> <p>第66条の6 知事は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構（以下この項において「農地利用集積円滑化団体等」という。）が、農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号ロに規定する農地売買等事業又は同法第7条第1号に掲げる事業（それぞれ同法第4条第1項に規定する農用地等の貸付けであってその貸付期間（当該期間のうち延長に係るものを除く。）が5年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等を取得するものを除く。）の実施により施行令で定める区域内的の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地（開発して農地とすることが適当な土地について開発をした場合にあつては、開発後の農地）をその取得の日から5年以内（これらの土地の取得の日から5年以内に、これらの土地について土地改良法による土地改良事業で同法第2条第2項第2号、第3号、第5号又は第7号に掲げるもの（これらの事業に係る調査で国の行政機関の定めた計画に基づくものが行われる場合には、当該調査）が開始された場合において、これらの事業の完了の日として施行令で定める日後1年を経過する日がこれらの土地の取得の日から5年を経過する日後に到来することとなったときは、当該1年を経過する日までの間）に当該事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第7条第3号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、当該農地利用集積円滑化団体等の申請により、当該農地利用集積円滑化団体等によるこれらの土地の取得に対し</p>

改正前	改正後
<p>2・3 略</p> <p>(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)</p> <p>第66条の6 略</p> <p>2 第66条の3第2項及び第3項の規定は、前項の規定による納税義務の免除の申請並びに土地改良区が同項の換地を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。</p> <p>(鉱区税の納税義務者等)</p> <p>第121条 鉱区税は、<u>鉱区</u>(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法(昭和53年法律第81号。以下「特別措置法」という。))第49条第1項において法第178条の<u>鉱区</u>とみなされる特別措置法第2条第3項に規定する<u>共同開発鉱区</u>(以下「共同開発鉱区」という。)を含む。以下同じ。)に対し、<u>その面積</u>(共同開発鉱区にあっては、共同開発鉱区的面積に特別措置法第49条第2項の規定により総務大臣が定める率を乗じて得た面積)を課税標準として、その<u>鉱業権者</u>(特別措置法第49条第1項において法第178条の<u>鉱業権者</u>とみなされる<u>特定鉱業権者</u>並びに<u>鉱業法</u>(昭和25年法律第289号)第20条の規定により<u>試掘権</u>が存続するものとみなされる期間において<u>試掘</u>することができる者及び<u>特別措置法</u>第11条の規定により<u>採掘権</u>が存続するとみなされる期間において<u>採掘</u>することができる者を含む。)に課する。</p> <p>附 則</p> <p>(公益法人等に係る県民税の課税の特例)</p>	<p>て課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)</p> <p>第66条の7 略</p> <p>2 第66条の4第2項及び第3項の規定は、前項の規定による納税義務の免除の申請並びに土地改良区が同項の換地を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。</p> <p>(鉱区税の納税義務者等)</p> <p>第121条 鉱区税は、<u>鉱区</u>に対し、<u>面積</u>を課税標準として、その<u>鉱業権者</u>(<u>鉱業法</u>(昭和25年法律第289号)第20条又は第42条の規定により<u>試掘権</u>が存続するものとみなされる期間において<u>試掘</u>することができる者を含む。)に課する。</p> <p>附 則</p> <p>(公益法人等に係る県民税の課税の特例)</p>

改正前	改正後
<p>第1条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項までの規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、施行令で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。</p> <p>（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）</p> <p>第5条の5 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条及び次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（第3項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) アに掲げる金額とイに掲げる金額とを合計した金額からウに掲げる金額を控除した金額 ア・イ 略</p>	<p>第1条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、施行令で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。</p> <p>（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）</p> <p>第5条の5 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条及び次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（第3項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) アに掲げる金額とイに掲げる金額とを合計した金額からウに掲げる金額を控除した金額 ア・イ 略</p>

改正前	改正後
<p>ウ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第25条の規定による免除額、所得税法第92条の規定による控除額、租税特別措置法第10条（同法第10条の2の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第10条の2の2から第10条の5の4まで及び第10条の6（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第10条の4の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額並びに震災特例法第10条の2から第10条の3の3までの規定による控除額の合計額</p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略 （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例）</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から平成25年12月31日までの間に行われたものについては、適用しない。 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）</p> <p>第9条 昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第11条において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第11条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第31条の2第2項各号に掲げる</p>	<p>ウ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第25条の規定による免除額、所得税法第92条の規定による控除額、租税特別措置法第10条（同法第10条の2の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第10条の2の2から第10条の5の5まで及び第10条の6（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第10条の4の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額並びに震災特例法第10条の2から第10条の3の3までの規定による控除額の合計額</p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略 （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例）</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から平成29年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）</p> <p>第9条 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第11条において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第11条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第31条の2第2項各号に掲げる</p>

改正前	改正後
<p>譲渡に該当することにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条第1項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間(住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から施行令で定める日までの期間)内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが确实であると認められることにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。</p> <p>3・4 略</p> <p>(県民税の法人税割の税率の特例)</p> <p>第13条 平成4年4月1日から平成29年3月31日までの間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第40条の規定にかかわらず、100分の5.8とする。</p>	<p>譲渡に該当することにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条第1項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間(住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から施行令で定める日までの期間)内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが确实であると認められることにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。</p> <p>3・4 略</p> <p>(県民税の法人税割の税率の特例)</p> <p>第13条 平成4年4月1日から平成26年9月30日までの間に開始する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第40条の規定にかかわらず、100分の5.8とする。</p>

改正前	改正後
<p>(県民税における中小法人等に対する不均一課税)</p> <p>第14条 県内に事務所又は事業所を有する法人のうち資本の金額若しくは出資金額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は第30条第5項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下のものに対する前条に規定する期間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、同条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に<u>5.8分の0.8</u>を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>2～6 略</p> <p>第14条の3 平成20年10月1日以後に開始する各事業年度(法第72条の13に規定する事業年度をいう。以下同じ。)に係る法人の事業税についての第49条及び前条の規定の適用については、第49条第1項第1号ハの表中「100分の3.8」とあるのは「<u>100分の1.5</u>」と、「100分の5.5」とあるのは「<u>100分の2.2</u>」と、「100分の7.2」とあるのは「<u>100分の2.9</u>」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「<u>100分の2.7</u>」と、「100分の6.6」とあるのは「<u>100分の3.6</u>」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「<u>100分の2.7</u>」と、「100分の7.3」とあるのは「<u>100分の4</u>」と、「100分の9.6」とあるのは「<u>100分の5.3</u>」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「<u>100分の0.7</u>」と、同条第3項第1号ハ中「100分の7.2」とあるのは「<u>100分の2.9</u>」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「<u>100分の3.6</u>」と、同項第3号中「100分の9.6」とあ</p>	<p>2 平成26年10月1日から平成29年3月31日までの間に開始する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、<u>第40条の規定にかかわらず、100分の4とする。</u></p> <p>(県民税における中小法人等に対する不均一課税)</p> <p>第14条 県内に事務所又は事業所を有する法人のうち資本の金額若しくは出資金額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は第30条第5項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下のものに対する前条に規定する期間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、同条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に<u>4分の0.8</u>を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>2～6 略</p> <p>第14条の3 平成26年10月1日以後に開始する各事業年度(法第72条の13に規定する事業年度をいう。以下同じ。)に係る法人の事業税についての第49条及び前条の規定の適用については、第49条第1項第1号ハの表中「100分の3.8」とあるのは「<u>100分の2.2</u>」と、「100分の5.5」とあるのは「<u>100分の3.2</u>」と、「100分の7.2」とあるのは「<u>100分の4.3</u>」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「<u>100分の3.4</u>」と、「100分の6.6」とあるのは「<u>100分の4.6</u>」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「<u>100分の3.4</u>」と、「100分の7.3」とあるのは「<u>100分の5.1</u>」と、「100分の9.6」とあるのは「<u>100分の6.7</u>」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「<u>100分の0.9</u>」と、同条第3項第1号ハ中「100分の7.2」とあるのは「<u>100分の4.3</u>」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「<u>100分の4.6</u>」と、同項第3号中「100分の9.6」とあ</p>

改正前	改正後
<p>るのは「<u>100分の5.3</u>」と、前条中「<u>第49条第1項第2号</u>」とあるのは「<u>次条の規定により読み替えられた第49条第1項第2号</u>」と、「<u>100分の6.6</u>」とあるのは「<u>100分の3.6</u>」と、「<u>100分の7.9</u>」とあるのは「<u>100分の4.3</u>」とする。</p> <p>(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 前項に規定する住宅又は土地の取得が第63条の2第1項若しくは第2項又は<u>第66条の2第1項</u>の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「<u>税率</u>」とあるのは、「<u>当該税額の算定に用いられた税率</u>」とする。</p> <p>(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p>第17条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間において、<u>第66条の2第1項</u>に規定する被収用不動産等を収用され又は譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあつては、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準によって決定した価格)中に第1項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける<u>第66条の2第1項</u>の規定の適用については、同項中「<u>登録された価格</u>」とあるのは「<u>登録された価格のうち附則第17条の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額</u>」と、「<u>決定した価格</u>」とあるのは「<u>決定した価格のうち附則第17条の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に</u></p>	<p>るのは「<u>100分の6.7</u>」と、前条中「<u>第49条第1項第2号</u>」とあるのは「<u>次条の規定により読み替えられた第49条第1項第2号</u>」と、「<u>100分の6.6</u>」とあるのは「<u>100分の4.6</u>」と、「<u>100分の7.9</u>」とあるのは「<u>100分の5.5</u>」とする。</p> <p>(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 前項に規定する住宅又は土地の取得が第63条の2第1項若しくは第2項、<u>第66条の2第1項又は第66条の3第1項</u>の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「<u>税率</u>」とあるのは、「<u>当該税額の算定に用いられた税率</u>」とする。</p> <p>(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p>第17条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間において、<u>第66条の3第1項</u>に規定する被収用不動産等を収用され又は譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあつては、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準によって決定した価格)中に第1項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける<u>第66条の3第1項</u>の規定の適用については、同項中「<u>登録された価格</u>」とあるのは「<u>登録された価格のうち附則第17条の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額</u>」と、「<u>決定した価格</u>」とあるのは「<u>決定した価格のうち附則第17条の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に</u></p>

改正前	改正後
<p>相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」とする。</p> <p>(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)</p> <p>第17条の3 独立行政法人都市再生機構又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第57条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成26年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。</p> <p>2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第63条の2第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項第1号及び第64条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成26年3月31日までの間に行われたときに限り、第63条の2第1項第1号中「2年」とあるのは「3年(土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合においては、4年)と、第64条第1項中「2年」とあるのは「3年(当該取得の日から3年以内に同条第1項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合においては、4年)」とする。</p> <p>(自動車取得税の税率の特例)</p> <p>第18条の2 自家用の自動車(第91条第1項の自動車をいう。以下この条から附則第18条の2の3までにおいて同じ。)で軽自動車(道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。)以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、第94条の規定にかかわらず、当分の間、<u>100分の5</u>とする。</p> <p>2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等(法附則第12条の2の2</p>	<p>相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」とする。</p> <p>(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)</p> <p>第17条の3 独立行政法人都市再生機構又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第57条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成28年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。</p> <p>2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第63条の2第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項第1号及び第64条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成28年3月31日までの間に行われたときに限り、第63条の2第1項第1号中「2年」とあるのは「3年(土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合においては、4年)と、第64条第1項中「2年」とあるのは「3年(当該取得の日から3年以内に同条第1項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合においては、4年)」とする。</p> <p>(自動車取得税の税率の特例)</p> <p>第18条の2 営業用の自動車(第91条第1項の自動車をいう。以下この条から附則第18条の2の3までにおいて同じ。)で軽自動車(道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。以下この項において同じ。)以外のもの及び軽自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、第94条の規定にかかわらず、当分の間、<u>100分の2</u>とする。</p> <p>2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等(法附則第12条の2の2</p>

改正前	改正後
<p>第2項の新規登録等をいう。以下この条及び附則第18条の2の3において同じ。)を受けるものの取得(附則第18条の2の3第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に<u>4分の1</u>を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 次に掲げる自動車ですべて初めて新規登録等を受けるものの取得(前項又は附則第18条の2の3第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に<u>2分の1</u>を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る県税の特例)</p> <p>第25条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下この条において「整備法」という。)第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項(整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。次項から第5項まで及び第7項において同じ。)の登記をしていないもの(整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可</p>	<p>第2項の新規登録等をいう。以下この条及び附則第18条の2の3において同じ。)を受けるものの取得(附則第18条の2の3第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に<u>100分の20</u>を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 次に掲げる自動車ですべて初めて新規登録等を受けるものの取得(前項又は附則第18条の2の3第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に<u>100分の40</u>を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る県税の特例)</p> <p>第25条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下この条において「整備法」という。)第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項(整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。次項から第4項までにおいて同じ。)の登記をしていないもの(整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消さ</p>

改正前	改正後
<p>を取り消されたもの（以下この条においてそれぞれ「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。）を除く。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第30条第3項の規定を適用する。</p> <p>2 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項の登記をしていないもの（認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人（<u>以下この条において「非営利型法人」という。</u>）に該当するものに限る。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第47条第1項の規定を適用する。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>平成20年11月30日において現に所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）第2条の規定による改正前の法人税法別表第2第2号の指定を受けている外国法人については、平成25年11月30日までに開始する事業年度分の法人の県民税に限り、法人税法第2条第6号の公益法人等とみなして、第30条第4項及び第41条第1項の規定を適用する。</u></p> <p>5・6 略</p>	<p>れたもの（以下この条においてそれぞれ「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。）を除く。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第30条第3項の規定を適用する。</p> <p>2 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項の登記をしていないもの（認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人（<u>次項において「非営利型法人」という。</u>）に該当するものに限る。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第47条第1項の規定を適用する。</p> <p>3 略</p> <p>4・5 略</p>

第2条 佐賀県税条例の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（納税義務者等）</p> <p>第30条 略</p> <p>2 外国法人（法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人をいう。）に対するこの節の規定の適用について</p>	<p>（納税義務者等）</p> <p>第30条 略</p> <p>2 外国法人（法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人をいう。）に対するこの節の規定の適用について</p>

改正前	改正後
<p>は、その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。）で定めるものをもって、その事務所又は事業所とする。</p> <p>3 法第25条第1項第2号に掲げる者で、収益事業（施行令第7条の4に規定する事業をいう。次項及び第5項において同じ。）を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものに対する県民税は、第1項の規定にかかわらず、県内に当該収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。</p> <p>4～7 略 （外国税額控除）</p> <p>第34条の3 所得割の納税義務者が、外国の法令により課される所得税又は道府県民税の所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割若しくは市町村民税の所得割に相当する税（以下この条において「外国の所得税等」という。）を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法第95条第1項の控除限度額を超える額があるときは、施行令で定めるところにより計算した額を限度として、施行令で定めるところにより、当該超える金額（施行令で定める金額に限る。）をその者の前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>（法人の均等割の税率）</p> <p>第41条 略</p>	<p>は、恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。以下この節において同じ。）をもって、その事務所又は事業所とする。</p> <p>3 法第25条第1項第2号に掲げる者で、収益事業（地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。）第7条の4に規定する事業をいう。次項及び第5項において同じ。）を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものに対する県民税は、第1項の規定にかかわらず、県内に当該収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。</p> <p>4～7 略 （外国税額控除）</p> <p>第34条の3 所得割の納税義務者が、外国の法令により課される所得税又は道府県民税の所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割若しくは市町村民税の所得割に相当する税（前年中に所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者であった期間を有する者の当該期間内に生じた所得につき課されるものにあつては、同法第161条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。以下この条において「外国の所得税等」という。）を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法第95条第1項の控除限度額及び同法第165条の6第1項の控除限度額の合計額を超える額があるときは、施行令で定めるところにより計算した額を限度として、施行令で定めるところにより、当該超える金額（施行令で定める金額に限る。）をその者の前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>（法人の均等割の税率）</p> <p>第41条 略</p>

改正前	改正後
<p>2 略</p> <p>3 第1項の場合において、法第52条第2項第1号から第3号までに掲げる法人の資本金等の額は、それぞれこれらの号に定める日（同項第1号に掲げる法人で法第53条第1項の法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるもの及び法第52条第2項第2号に掲げる法人にあっては、施行令で定める日）現在における資本金等の額による。</p>	<p>2 略</p> <p>3 第1項の場合において、法第52条第2項第1号から第3号までに掲げる法人の資本金等の額は、それぞれこれらの号に定める日（同項第1号に掲げる法人で法第53条第1項の法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）又は第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるもの及び法第52条第2項第2号に掲げる法人にあっては、施行令で定める日）現在における資本金等の額による。</p>

附則第5条の6第1項第2号中「第95条」の次に「若しくは第165条の6」を加える。

（佐賀県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 佐賀県税条例の一部を改正する条例（平成25年佐賀県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中「又は同法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等に係るもの（以下この条」を「、同法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等又は同法第41条の12の2第1項第2号に規定する国外割引債の償還金に係る差益金額に係るもの（以下この条」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中佐賀県税条例第8条の改正規定 公布の日
- (2) 第1条中佐賀県税条例第40条及び同条例附則第14条の3の改正規定並びに附則第2条第4項の規定 平成26年10月1日
- (3) 第1条中佐賀県税条例附則第1条の2及び同条例附則第5条の5の改正規定並びに附則第2条第2項の規定 平成27年1月1日
- (4) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成28年4月1日
- (5) 第2条中佐賀県税条例第34条の3及び同条例附則第5条の6の改正規定並びに附則第3条の規定 平成30年1月1日
- (6) 第1条中佐賀県税条例第66条の5の改正規定及び附則第5条第3項の規定 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）の施行の日
- (7) 第1条中佐賀県税条例第30条第4項の改正規定 規則で定める日
（県民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の佐賀県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部

分は、平成26年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成25年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第1条の2及び新条例附則第5条の5の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成26年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

4 新条例第40条の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

第3条 附則第1条第5号に掲げる規定による新条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成29年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新条例第66条の6第1項の規定は、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日以後の同項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

3 第1条の規定による改正前の佐賀県税条例（以下「旧条例」という。）第66条の5第1項の規定は、同項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項又は第11条の12に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積団滑化団体（以下この条において「農地保有合理化法人等」という。）が、同法」とあるのは「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）附則第3条に規定する旧農地保有合理化法人（以下この項において「旧農地保有合理化法人」という。）が同条に規定する旧農地保有合理化事業（同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下この項において「旧基盤強化法」という。）と、「の実施により施行令」とあるのは「に限る。）の実施により施行令」と、「又は農業経営基盤強化促進法」とあるのは「又は旧基盤強化法」と、「農地保有合理化法人等の申請」とあるのは「旧農地保有合理化法人の申請」と、「法人による」とあるのは「旧農地保有合理化法人による」とする。

（自動車取得税に関する経過措置）

第6条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前

の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。